



国海安第96号
平成26年6月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光一



船舶消防設備規則等の一部改正並びに船舶設備規程及び船舶安全法施行規則 の一部改正について（通知）

下記省令及び告示の一部改正が下記日付で公布される予定ですので、ご了知頂きます
ようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）
船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）
漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令第1号）
船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）
船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示
(平成14年国土交通省告示第510号)
航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）
船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）

公布日

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令 7月1日公布 省令番号62号

船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部改正する省令

6月30日公布 省令番号59号

漁船特殊規程の一部を改正する省令 7月1日公布 省令番号1号(国交省・農水省)

船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示

7月1日公布 告示第713号



平成26年6月
国土交通省海事局
検査測度課危険物輸送対策室

船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

1960年代後半国際輸送におけるコンテナの使用が急速に広がったことを受け、コンテナの荷役及び運送時の安全性を確保することを目的として、「安全なコンテナーに関する国際条約（1977年9月発効。以下「CSC条約」という。）」が策定されています。

我が国ではCSC条約の内容を担保するため、船舶設備規程（昭和9年通信省令第6号）及び船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）において当該条約の内容を国内法令化しています。

今般、国際海事機関において、CSC条約附属書IからIIIについて、基準の明確化のため使用する用語の変更を行う等の改正案（MSC.355(92)）が採択されました。そのため、船舶設備規程及び船舶安全法施行規則について所要の改正を行います。

2. 概要

（1）船舶設備規程の改正

- ・コンテナの荷重試験の詳細を定めている第13号表について、使用する用語を改める。

（2）船舶安全法施行規則の改正

- ・第22号の5様式の修正の他、当該省令で使用する用語を改める。

3. 今後の予定

公布：平成26年6月30日

施行：平成26年7月1日（改正条約の発効日）

船舶消防設備規則等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約の内容を船舶消防設備規則等に取り入れて安全規制を実施しています。

今般、IMOにおいて、SOLAS条約附属書改正案が採択されました。これら附属書は平成26年7月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶消防設備規則等において所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 消防設備の設置・機能要件の改正

- 下記の装置等について、設置要件・機能要件を改正する。
- ・消防員装具の呼吸具、安全灯及び消防員間の通信手段
 - ・火災探知装置の表示盤
 - ・ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設置する固定式消火装置（固定式水系消火装置）
 - ・固定式鎮火性ガス消火装置
 - ・機関室局所消火装置
 - ・固定式甲板泡装置
 - 改正予定法令等
 - ① 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
 - ② 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
 - ③ 漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令第1号）
 - ④ 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）

(2) 隔壁・甲板の防熱保全性強化

旅客定員36人以下の旅客船及びロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する貨物船について、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に用いる隔壁及び甲板の防熱保全性の基準を強化する。

- 改正予定法令
- ⑤ 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）

(3) 船速距離計の設置基準の改正

総トン数5万トン以上の船舶について、対水船速距離計と対地船速距離計をそれぞれ別の分離した装置として備えることとする。

- 改正予定法令
- ⑥ 航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）

(4) 救助の手引書の作成・備え置き義務化

水上から遭難者を救助するための手引書を作成し、船内に備え置くことを義務付ける。

- 改正予定法令
- ⑦ 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）

4. 今後の予定

公 布： 平成26年7月1日
施 行： 平成26年7月1日